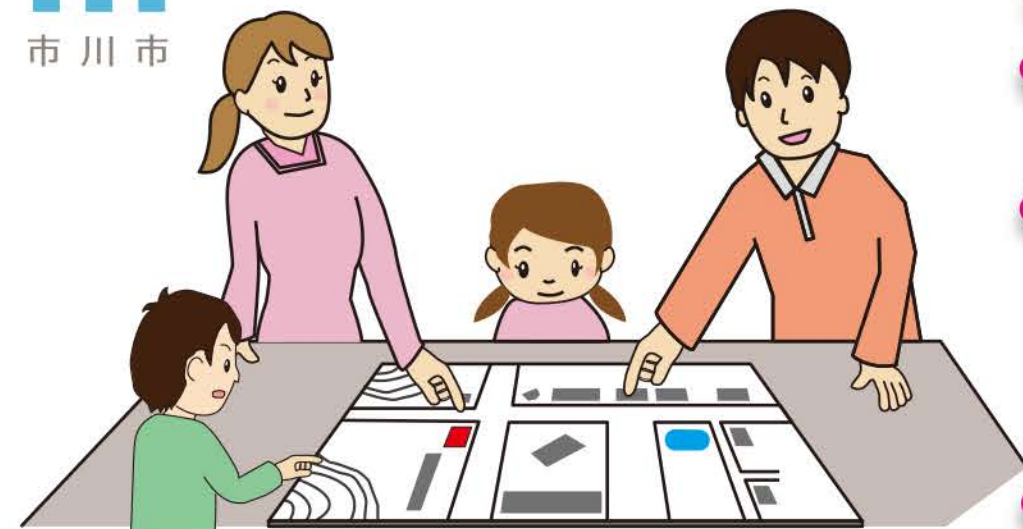


日ごろからの確認で大地震に備える

北西部版



市川市



減災マップ

市川市 北西部版

2025年3月改訂



▲改定後の変更はこちら

地震はいつどこで発生しても不思議ではありません。

地震などの自然災害の発生を防ぐことはできませんが、

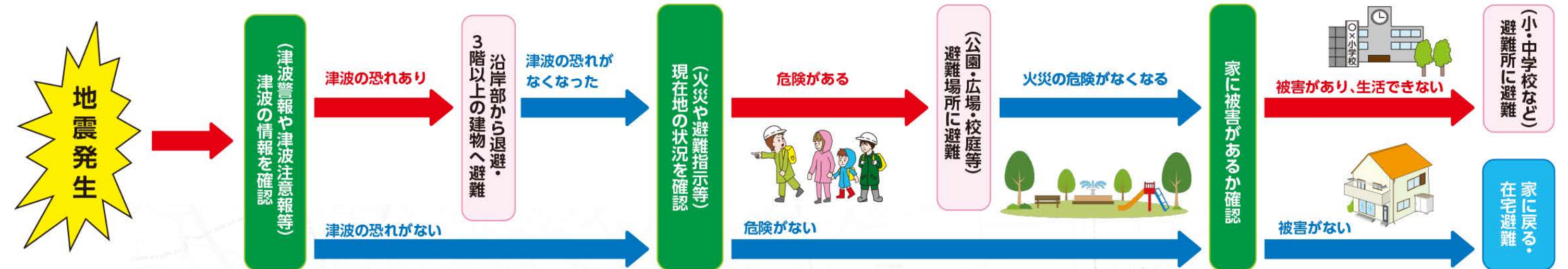
普段からの備えをすることによって被害を減らすことができます。

いざというときのために「市川市減災マップ」を活用してください。

市川市の地震避難・被害想定

地震対策を考えるための第一歩は、想像するところから始まります。いつ発生してもおかしくない地震に備え、市川市が実施した被害想定結果や市の動き等を踏まえ、実際に地震が発生した場合、自身や家族が、どのような場所へ避難するのか、予め考えておきましょう。

避難行動チャート



地震の前提条件

- 想定地震:東京湾直下地震
- 震源地:東京湾直下(本市の真南)
- 規模:マグニチュード7.3
- 断層平均深さ:約48km



震度分布図

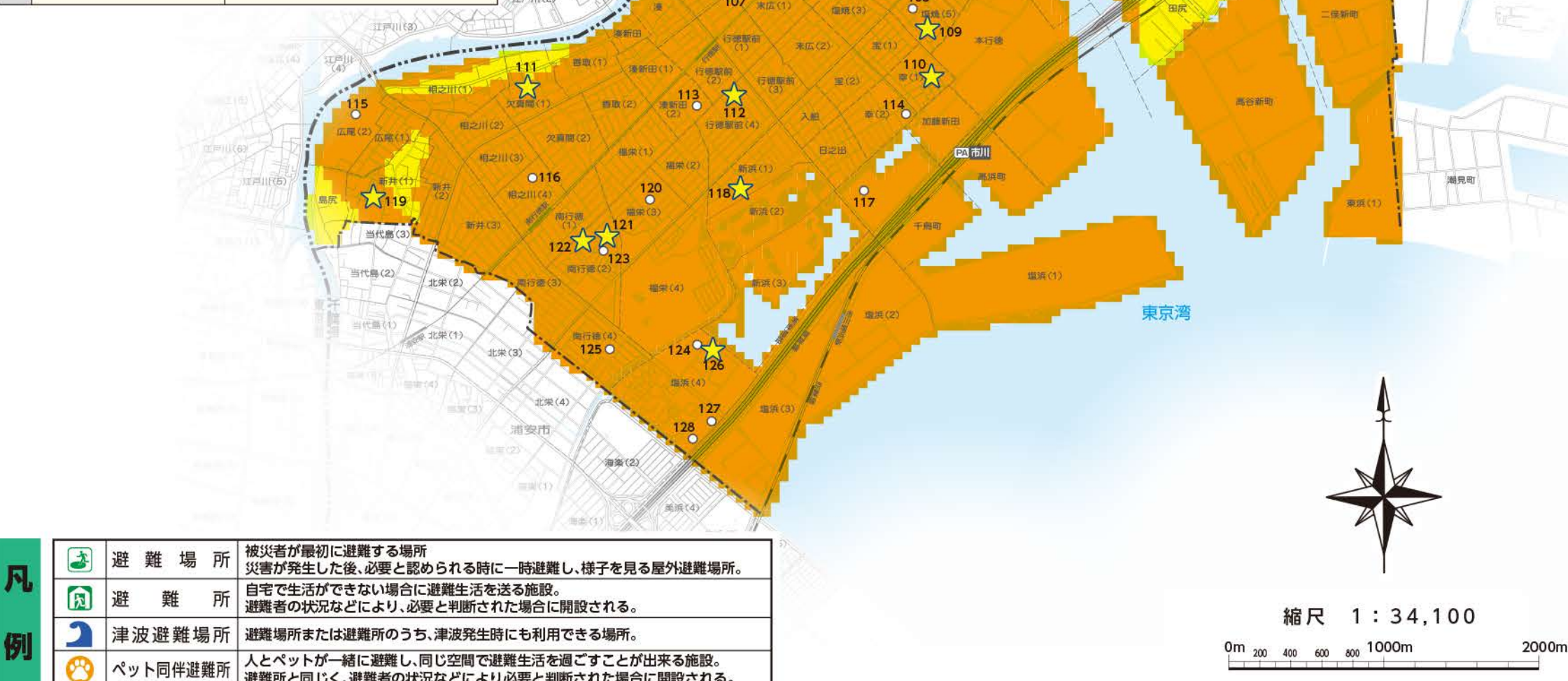
市内全域で、震度6弱以上の揺れが予想される。震源地が東京湾直下(本市の真南)であることから、市中央部や南部のほぼ全域で震度6強の揺れが予想される。

震度分布

震度6弱 震度6強

震度階級

震度階級	人間の体感・行動	屋内の状況
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書類の本が落ちることがある。壁の重いものの大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうる。揺れが激しいので、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書類の本、落ちることがある。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものがある。ドアが開かなくなることがある。
6強	立っていることができない。揺れが激しいので、行動に支障を感じる。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものがある。固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛びこえることもある。
7		



縮尺 1 : 34,100

0m 200 400 600 800 1000m 2000m

凡例

避難場所	被災者が最初に避難する場所。災害が発生した後、必要と認められる時に一時的避難し、様子を見る屋外避難場所。
避難所	自宅が生活できない場合に避難生活を送る施設。避難者の状況などにより、必要と判断された場合に開設される。
津波避難場所	避難場所または避難所のうち、津波発生時に利用できる場所。
ペット同伴避難所	人とペットが一帯に避難し、同じ空間で避難生活を送ることができる施設。避難所と同じく、避難者の状況などにより必要と判断された場合に開設される。

《市の動き》

市川市では市内で「震度5弱以上」の地震を観測した場合、職員が小学校に自動参集し、建物の安全確認を行い、必要に応じて避難所の開設をします。

避難場所・避難所一覧 北西部

No.	名称	所在地	面積(㎡)	備考
1	市立第一小学校	大田区2-1-1	13.9	C-1
2	少年自然の家	大田区2-1-1	22.3	C-2
3	市立第二小学校	大田区2-1-1	20.2	C-3
4	市立第三小学校	大田区2-1-1	4.9	D-3
5	市立第四小学校	大田区2-1-1	16.9	D-3
6	市立第五小学校	大田区2-1-1	6.0	E-4
7	市立第六小学校	大田区2-1-1	23.2	B-3
8	市立第七小学校	大田区2-1-1	10.8	C-4
9	市立第八小学校	大田区2-1-1	22.1	C-4
10	市立第九小学校	大田区2-1-1	3.8	D-4
11	市立第十小学校	大田区2-1-1	20.8	B-4
12	市立第十一小学校	大田区2-1-1	4.7	E-4
13	市立第十二小学校	大田区2-1-1	4.1	D-4
14	市立第十三小学校	大田区2-1-1	21.9	C-4
15	市立第十四小学校	大田区2-1-1	22.1	B-4
16	市立第十五小学校	大田区2-1-1	21.3	C-4
17	市立第十六小学校	大田区2-1-1	21.4	C-4
18	市立第十七小学校	大田区2-1-1	21.8	C-5
19	市立第十八小学校	大田区2-1-1	21.4	E-5
20	市立第十九小学校	大田区2-1-1	22.0	C-5
21	市立第二十小学校	大田区2-1-1	4.1	E-5
22	市立第二十一小学校	大田区2-1-1	13.3	C-5
23	市立第二十二小学校	大田区2-1-1	14.2	C-5
24	市立第二十三小学校	大田区2-1-1	2.4	E-5
25	市立第二十四小学校	大田区2-1-1	3.3	D-5
26	市立第二十五小学校	大田区2-1-1	2.4	E-5
27	市立第二十六小学校	大田区2-1-1	2.3	D-5
28	市立第二十七小学校	大田区2-1-1	3.0	E-6
29	市立第二十八小学校	大田区2-1-1	3.0	E-6
30	市立第二十九小学校	大田区2-1-1	3.3	D-6
31	市立第三十小学校	大田区2-1-1	2.5	D-6
32	市立第三十一小学校	大田区2-1-1	2.5	D-6
33	市立第三十二小学校	大田区2-1-1	5.2	C-6
34	市立第三十三小学校	大田区2-1-1	4.1	E-6
35	市立第三十四小学校	大田区2-1-1	1.3	B-5-D-9
36	市立第三十五小学校	大田区2-1-1	4.1	E-6
37	市立第三十六小学校	大田区2-1-1	3.7	E-6

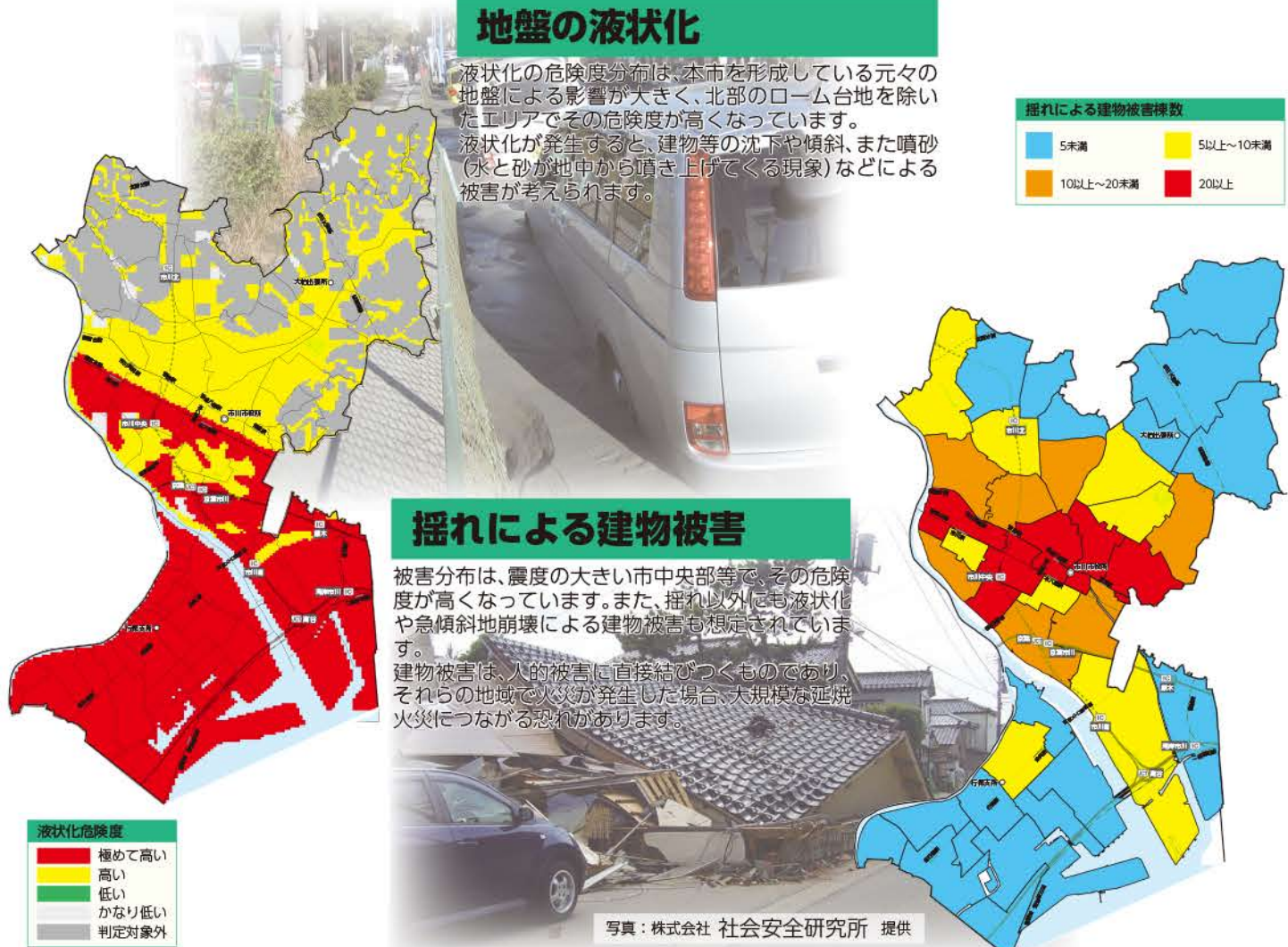
避難場所・避難所一覧 北東・中部・南部

No.	名称	所在地	面積(㎡)	備考
38	市立第三十七小学校	大田区2-1-1	16.2	H-2
39	市立第三十八小学校	大田区2-1-1	17.4	H-2
40	市立第三十九小学校	大田区2-1-1	22.5	G-2
41	市立第四十小学校	大田区2-1-1	24.1	H-2
42	市立第四十一小学校	大田区2-1-1	15.9	H-4
43	市立第四十二小学校	大田区2-1-1	5.7	H-4
44	市立第四十三小学校	大田区2-1-1	5.5	G-5
45	市立第四十四小学校	大田区2-1-1	5.0	F-5
46	市立第四十五小学校	大田区2-1-1	23.6	H-5
47	市立第四十六小学校	大田区2-1-1	7.0	G-5
48	市立第四十七小学校	大田区2-1-1	24.0	H-5
49	市立第四十八小学校	大田区2-1-1	17.0	F-5
50	市立第四十九小学校	大田区2-1-1	3.8	F-5
51	市立第五十小学校	大田区2-1-1	3.9	F-5
52	市立第五十一小学校	大田区2-1-1	4.3	G-6
53	市立第五十二小学校	大田区2-1-1	7.6	G-6
54	市立第五十三小学校	大田区2-1-1	3.0	F-6
55	市立第五十四小学校	大田区2-1-1	19.4	G-6
56	市立第五十五小学校	大田区2-1-1	2.2	C-6
57	市立第五十六小学校	大田区2-1-1	1.8	D-6
58	市立第五十七小学校	大田区2-1-1	3.9	E-6
59	市立第五十八小学校	大田区2-1-1	2.0	D-6
60	市立第五十九小学校	大田区2-1-1	4.1	E-6
61	市立第六十小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
62	市立第六十一小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
63	市立第六十二小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
64	市立第六十三小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
65	市立第六十四小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
66	市立第六十五小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
67	市立第六十六小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
68	市立第六十七小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
69	市立第六十八小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
70	市立第六十九小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
71	市立第七十小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
72	市立第七十一小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
73	市立第七十二小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
74	市立第七十三小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
75	市立第七十四小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
76	市立第七十五小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
77	市立第七十六小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
78	市立第七十七小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
79	市立第七十八小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
80	市立第七十九小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
81	市立第八十小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
82	市立第八十一小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
83	市立第八十二小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
84	市立第八十三小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
85	市立第八十四小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
86	市立第八十五小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
87	市立第八十六小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
88	市立第八十七小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
89	市立第八十八小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
90	市立第八十九小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
91	市立第九十小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
92	市立第九十一小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
93	市立第九十二小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
94	市立第九十三小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
95	市立第九十四小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
96	市立第九十五小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
97	市立第九十六小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
98	市立第九十七小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
99	市立第九十八小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
100	市立第九十九小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
101	市立第一百小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
102	市立第一百零一小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
103	市立第一百零二小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
104	市立第一百零三小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
105	市立第一百零四小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
106	市立第一百零五小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
107	市立第一百零六小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
108	市立第一百零七小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
109	市立第一百零八小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
110	市立第一百零九小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
111	市立第一百一十小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
112	市立第一百一十一小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
113	市立第一百一十二小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
114	市立第一百一十三小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
115	市立第一百一十四小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
116	市立第一百一十五小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
117	市立第一百一十六小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
118	市立第一百一十七小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
119	市立第一百一十八小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
120	市立第一百一十九小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
121	市立第一百二十小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
122	市立第一百二十一小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
123	市立第一百二十二小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
124	市立第一百二十三小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
125	市立第一百二十四小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
126	市立第一百二十五小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
127	市立第一百二十六小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6
128	市立第一百二十七小学校	大田区2-1-1	1.7	C-6

※ ☆(市立小学校)の避難所から順に開設します。

ペット同伴避難所

No.	名称	所在地	面積(㎡)	備考
12	JCOM 市川市大田区センター	大田区2-1-1	H-4	
44	大田区センター	大田区2-1-1	G-5	
46	大田区センター(南側)	大田区2-1-1	G-5	
102	市立第一小学校	大田区2-1-1	F-10	



市川市の助成制度(詳細については担当課にお問い合わせください)

- 住宅の耐震診断・耐震改修[建築指導課]
 - ①耐震診断助成制度
お住まいの住宅(平成12年5月以前に着工された木造戸建て住宅と昭和56年5月以前に着工された分譲マンション)が地震に強いどうかを耐震診断士によって調べてもらう場合に、その費用の一部を助成します。
 - ②耐震改修助成制度
耐震診断の結果、耐震性が低い住宅について耐震改修設計及び、耐震改修工事を行う場合に、その費用の一部を助成します。
 - 危険コンクリートブロック塀等除去[建築指導課]
ブロック塀等の倒壊による災害防止と道路の通行確保のために、道路に面した危険コンクリートブロック塀等の除去費用の一部を助成します。
 - 生垣助成[公財]市川市花と緑のまちづくり財団
ブロック塀等の除去費用と新たに生垣を設置する場合の費用の一部を助成します。 ※ブロック塀等の除去費用は、建築指導課の助成を受ける場合は対象外
- あんしん住宅助成[街づくり整備課]
お住まいの住宅に、壁の補強や感震ブレーカーの設置など防災性を向上させる改修工事を、市内の施工業者を利用して行う場合にその費用の一部を助成します。
- 家具の転倒防止[地域包括支援課]
高齢者(65歳以上)や障がい者のみの世帯を対象に家具転倒防止器具等を取り付ける費用の一部を助成します。
※障がい者:身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者
※18歳以下の市民非課税世帯のみ、事前申請必須
※転居や建て替えを除く、1世帯1回限り
- 問い合わせ先
市川市役所(担当課名を告げてください)
☎047-334-1111
[公財]市川市花と緑のまちづくり財団
☎047-318-5760

市川市防災カルダを活用しましょう!!

地域によって起こり得る災害リスクや被害特性は異なるため、これらの特性を理解した上で、効果的に防災対策を進めていくことが重要です。

市川市では、災害時の防災拠点となる小学校区毎に防災カルダを作成しました。防災カルダを用いて地区の特性や災害リスク、防災上の課題を理解し、家庭や地域で効果的な対策に取り組み、地域の防災力向上につなげましょう。

(防災カルダ公開URL) <http://www.city.ichikawa.lg.jp/cr/cr11/11000084.html>

災害時の緊急情報や情報連絡手段の活用

緊急情報の入手手段

●防災行政無線放送
市内各所に設置されているスピーカーから速やかに災害状況などをお知らせします。また、防災行政無線で緊急情報が放送された場合、放送内容を電話で確認できるテレホンサービスを行っています。放送がよく聞こえなかった場合や内容をもう一度確認したい時などに利用してください。

防災行政無線テレホンサービス
☎ 0120-966-440

市公式Webサイト
<https://www.city.ichikawa.lg.jp>

ケーブルテレビ (JCOM市川・浦安) デジタル11チャンネル

市公式 Facebook
@city.ichikawa

ラジオ
市川うらら FM 83.0MHz, bayfm 78.0MHz

市公式 LINEアカウント
@ichikawa-city

メール情報配信サービス (登録制)
@logon@ichikawa-city.mil.jp に登録し、登録方法
①送信メールに宛先が記載されているURLをクリックして登録は完了

「電話等一斉配信サービス」
高齢者や障がいのある方で携帯電話をお持ちでない方に災害時に避難情報を電話かFAXで発信します。申し込みの問い合わせについては、市川市 地域防災課 まで ☎047-704-0065

情報連絡手段

●災害用伝言ダイヤル「171」
大規模な災害に備えて、NTTでは災害用伝言ダイヤル「171」を整備しています。このサービスは被災地域に住むかたが自分の安否情報を登録することができ、その登録された情報を全国から聞くことができます。

●災害用伝言板サービス
被災地域に住む携帯電話をお持ちのかたは、各携帯電話会社が開設する災害用伝言板に、自分の安否情報を登録することができます。登録された安否情報は、携帯電話やパソコンなどでインターネットを通じて、全国から確認することができます。

●伝言板の利用方法
災害用伝言板の利用方法は、携帯電話会社によって異なります。利用方法などは、ご使用の携帯電話会社のホームページなどをご覧いただくか、携帯電話会社に直接お問い合わせください。